

2024年9月27日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

電気需給約款（法人低圧）変更のお知らせ

この度、2024年10月1日付けで、弊社電気需給約款(法人低圧)の内容を一部変更致します。主な変更内容については、別紙をご参照ください。

以上

新旧対照表

電気需給約款 法人低圧 新旧対照表

(赤字部分が主な変更箇所)

旧	新
<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (法人低圧)</p> <p>2022年8月1日実施</p>	<p>(表紙)</p> <p>電気需給約款 (法人低圧)</p> <p>2024年10月1日実施</p>
<p>別紙1 (燃料費調整)</p> <p>1. 燃料費調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。ただし、従量電灯1,Aのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。</p> <p>(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価</p>	<p>別紙1 (燃料費等調整)</p> <p>1. 燃料費等調整額の算定</p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を算定いたします。燃料費等調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を適用し算定いたします。ただし、従量電灯1のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価といたします。</p> <p>(2) 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価</p> <p>※離島ユニバーサルサービス調整単価の算定において、平均燃料価格が119,000円を上回る場合、平均燃料価格は119,000円といたします。ただし燃料費調整単価の算定においてはこの限りではございません。</p>

3.燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して、各一般送配電事業者の供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

(1)北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2)九州電力送配電株式会社

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

3.燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して、供給区域に応じて、以下の算式により算定される金額とします。

(1) 東京電力エリア、中部電力エリア、北陸電力エリア、関西電力エリア、四国電力エリア

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

(2) 北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

4. 燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価および離島ユニバーサル調整単価を通知いたします。

5. 燃料費等調整の見直し

当社は、当社の電源構成や調達条件の変更に伴い燃料費等調整単価算出係数等の見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
北海道電力 ネットワーク 株式会社	0.2477	0.0000	1.1152	32,600	24 銭
東北電力 ネットワーク 株式会社	0.0644	0.1516	1.0739	29,900	25 銭 6 厘
東京電力 パワーグリッド 株式会社	0.1129	0.2542	0.7782	37,100	26 銭 3 厘
中部電力 パワーグリッド 株式会社	0.0157	0.2733	0.8781	38,000	26 銭 3 厘
北陸電力 送配電株式 会社	0.1115	0.0000	1.3158	24,800	22 銭 1 厘
関西電力 送配電株式 会社	0.0068	0.1698	1.1140	27,400	22 銭 1 厘

別表：燃料費等調整単価算出係数等

お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりいたします。

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
北海道電力 エリア	0.1874	0.0899	1.0036	80,800	17 銭 3 厘
東北電力 エリア	0.0259	0.2563	0.8915	83,500	19 銭 7 厘
東京電力 エリア	0.0048	0.3827	0.6584	86,100	18 銭 3 厘
中部電力 エリア	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	23 銭 3 厘
北陸電力 エリア	0.0415	0.0745	1.2499	79,800	16 銭 5 厘
関西電力 エリア	0.0140	0.3483	0.7227	27,100	16 銭 5 厘

中国電力 ネットワーク 株式会社	0.0891	0.0763	1.1850	26,600	27 銭 2 厘
四国電力 送配電株式 会社	0.1113	0.0286	1.2663	26,900	24 銭
九州電力 送配電株式 会社	0.0023	0.0793	1.3216	27,800	19 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限り。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

ただし、従量電灯 1、A のお客さまの最低料金に適用される基準単価については、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価
関西電力 送配電 株式会社	2 円 47 銭 5 厘

中国電力 エリア	0.0406	0.0992	1.1994	80,300	21 銭 2 厘
四国電力 エリア	0.0875	0.0770	1.1770	80,000	15 銭 4 厘
九州電力 エリア	0.0053	0.1861	1.0757	27,400	13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

ただし、従量電灯 1 のお客さまの最低料金に適用される基準単価については、お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価
関西電力 エリア	2 円 47 銭 5 厘

中国電力 ネットワーク 株式会社	3 円 68 銭
四国電力 送配電 株式会社	2 円 15 銭 4 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価
	α	β	γ		
九州電力 送配電 株式会社	1.0000	0.0000	0.0000	52,500	3 厘

中国電力 エリア	3 円 18 銭 5 厘
四国電力 エリア	1 円 69 銭 4 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

供給区域	係数	燃料価格 X	基準単価
	α		
北海道電力 エリア	1.0000	79,300	1 厘
東北電力 エリア	1.0000	79,300	1 厘
中国電力 エリア	1.0000	79,300	1 厘
九州電力 エリア	1.0000	79,300	3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

ただし、従量電灯 1 のお客さまの最低料金に適用される基準単価については、お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。

供給区域	基準単価
中国電力 エリア	1 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

付則

本約款は、2022年8月1日より適用する。

2016年4月1日 制定
2017年8月1日 改定
2017年10月1日改定
2018年6月25日改定
2019年4月1日 改定
2019年10月1日改定（消費税増税に伴い改定）
2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）
2020年11月1日改定
2022年5月1日改定
2022年8月1日改定

付則

本約款は、2024年10月1日より適用する。

2016年4月1日 制定
2017年8月1日 改定
2017年10月1日改定
2018年6月25日改定
2019年4月1日 改定
2019年10月1日改定（消費税増税に伴い改定）
2020年4月1日改定（一般送配電事業の分社化に伴い改定）
2020年11月1日改定
2022年5月1日改定
2022年8月1日改定
2024年10月1日改定